

正

本

令和6年（行ウ）第31号、87号、88号
人種等を理由とする職務質問の違法確認等請求事件
原告 モーリス・シェルトンほか
被告 国ほか



証拠説明書

2025年12月9日

東京地方裁判所民事第51部2D係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 井 桁 大 介

同 弁護士 浦 城 知 子

同 弁護士 亀 石 倫 子

同 弁護士 谷 口 太 規

同 弁護士 戸 田 善 恭

同 弁護士 西 愛 礼

同 弁護士 宮 下 萌

原告ら復代理人弁護士 千 葉 飛 鳥

甲 号 証	標 目		作成者 作成年月日	立証趣旨
85	現地調査報告書	原本	谷口太規 2025/10/30	職務質問を受ける前の原告マシューやパトカーの走行経路等
86	逐条警察官等職務執行法詳解（抜粋）	写し	出射義夫 1948(S23)/8/18	個々の警察官に国民の権利や自由を制限・侵害する具体的な警察活動を認める代わりに要件と限界を厳格に定めた法律を制定する必要がある、そのような経緯で、警職法が制定されたこと等
87	第2回国会 衆議院治安及び地方制度委員会第38号会議録	写し	衆議院 治安及び地方制度委員会 1948(S23)/6/15	警察幹部が、警職法に規定する権限の行使は、人権尊重の観点から目的達成上必要な最小限度でなければならず濫用が許されないことを明言しており、そのような背景から警職法が制定されたこと等
88	第2回国会 参議院治安及び地方制度・司法連合委員会第3号会議録	写し	衆議院 治安及び地方制度・司法連合委員会 1948(S23)/6/23	警察幹部や政府自ら、警察法を根拠規定とすることはできないことを明言していること等
89	第2回国会 衆議院治安及び地方制度委員会第45号会議録	写し	衆議院 治安及び地方制度委員 1948(S23)/6/26	同上
90	警察法（抜粋）	写し	柴田銀造 1960(S35)/6/25	同上
91	行政警察活動と捜査（法学教室No. 259）	写し	川出敏裕 2002年4月	職務質問は任意になされるものであっても、移動の自由が侵害されるものであること等
92	職務質問とその付随措置(1) （法学教室No. 440）	写し	大澤裕 2017年5月	職務質問は、相手方の意思に反する一定程度の心理的影響力や有形力を用いて行う場合も存在すること、権利自由を制約する行為であるからこそ、法律の留保の原則に基づき、警職法第2条1項において個別具体的な権限規範を必要としたこと等

93	刑事訴訟法〔第2版〕(抜粋)	写し	宇藤 崇ほか 2018/2/25	同上
94	東京地方裁判所平成25年5月28日判決	写し	東京地裁民事第26部 2013(H25)/5/28	警職法2条1項の要件を具備しない職務質問は当然に警察法2条1項によっても許容されないと判断した裁判例
95	新訂 警察法解説(抜粋)	写し	警察庁長官官房 1975(S50)/4/10	戦前、警察は国家権力の行使における中核を担い国民の自由を著しく制限する権力濫用の温床となっていたこと、警察制度の抜本的な改革をするために、警察権力を中央政府、特に内務省の支配から完全に切り離し、地方分権化と民主的管理を実現することが主要な目的であったこと等
96	新警察法逐条解説(抜粋)	写し	町田 充 1954(S29)/7/10	・ 同上 ・ 警察の所掌事務の範囲が広くそれゆえに日本が警察国家であったことの反省をふまえ、警察法2条において警察の行うべきことを具体的にかつ制限的に列举されたこと等
97	第1回国会 衆議院治安及び地方制度委員会第33号会議録	写し	衆議院 治安及び地方制度委員会 1947(S22)/11/13	旧警察法は、警察官が民主的機関として、基本的人権を侵害することなく、また、必要以上に国民生活に干渉することがないことを目的として制定されたこと等
98	第19回国会 衆議院 本会議第10号会議録	写し	衆議院 1954(S29)/2/16	改正法(新警察法)においても警察の民主的な運営を保障すべきことは変わらなかったこと等
99	警察法の総合的研究(抜粋)	写し	警察法研究会 1949(S24)/11/1	警察の所掌事務の範囲が広くそれゆえに日本が警察国家であったことの反省をふまえ、警察法2条において警察の行うべきことを具体的にかつ制限的に列举されたこと等
100	全訂版 警察法解説(抜粋)	写し	警察制度研究会 2004(H16)/12/20	警察法が適用される場面は、警察法2条1項に規定された警察の職務の活動の範囲で、

				全く強制にわたらない行為に限定され職務質問はこれに含まれないこと、国民の権利・自由を制限する場合には具体的な法律上の根拠が必要であること等
101	実践警察法 (抜粋)	写し	宮田三郎 2012(H24)/2/29	警察法が適用される場面は、警察法2条1項に規定された警察の職務の活動の範囲で、全く強制にわたらない行為に限定され、職務質問はこれに含まれないこと等
102	「警察権の限界」論 の再定位 (抜粋)	写し	米田雅宏 2019/4/30	同上
103	東京地方裁判所平成 5年4月16日判決	写し	東京地裁民事第 16部 1993(H5)/4/16	被告引用の同裁判例は、警察法に基づき許される行為の理解を誤っており参照価値は低いこと、仮にその判断枠組みに従った場合であっても、いずれも本件各職務質問とは事情が異なっていること等
104	東京高等裁判所平成 4年6月23日判決	写し	東京高裁第2民事部 1992(H4)/6/23	同上
105	広島地方裁判所昭和 62年6月12日判決	写し	広島地裁刑事第 1部 1987(S62)/6/12	同上

以上